

豊岡市観光自主財源勉強会 質疑応答記録

第1回 地域向け勉強会

日時：2025年12月2日 13:00-14:30

場所：市役所本庁舎

質疑応答記録

質問：観光自主財源を活用し、地域住民に対する施策を行っている自治体はあるか。また、その分配比率はどの程度か。

回答：倶知安町ではマイナンバーカードと紐付けた住民割（優待）に必要なシステム維持や普及啓発施策に充てている。京都市では市民も利用する地下鉄の表示板整備に活用している。比率は承知していない。

質問：年による徴収額の変動や用途の限定といった「不安定性」を克服する工夫はあるか。

回答：収入・支出両面の不安定さを解消するため「基金化」が有効である。積み立てることで年度を跨ぐ投資や、災害・コロナ等の突発的事態にも対応できる。

質問：宿泊税では除外される「日帰り客」から徴収する工夫はあるか。

回答：陸続きのまちでの徴収は困難であり、現在は太宰府市が導入している駐車場税くらいしか事例がない。境界に料金所を設けるのはコスト面からも本末転倒であり、宿泊税が現実的であるという選択をする地域が多い。

質問：負の外部性（オーバーツーリズム等）への対策に使うのは良いか。例はあるか。

回答：地域の生き残り戦略としてはポジティブな投資が望ましいが、負の外部性対策もあり得る。ある地域では観光客が出すゴミ対策に用途を明言している例がある。

質問：温泉使用料・入湯税に宿泊税が加わると負担が大きい。客の選択肢から外れてしまう可能性はないか。

回答：導入済み自治体で客数が減ったという統計は見られない。当該地域への愛着がある観光客は、用途への理解が得られる傾向もある。

質問：入湯税と宿泊税の一方のみを払えば良いという仕組みは可能か。

回答：入湯税は法定税のためゼロにできないが、福岡市のように宿泊税導入に合わせて入湯税を減額（150円→50円）した例はある。

質問：宿泊税額に「400円～600円」などの幅があるのはなぜか。

回答：段階的定額制を採用しているためで、宿泊料金が上がると税額も上がる仕組みである。

質問：用途を決めすぎる弊害とは何か。

回答：突発的な事態やトレンドの変化、課題の変化に対応できなくなることである。大まかな用途と管

理体制を事前に決めておくことが重要である。

質問： 国の出国税（国際観光旅客税）との整合性は取れるのか。また物価高の中での新たな税の導入は適切か。

回答： 出国税は国税であり国として使うべき用途が限定されている。地方の税は地域独自の課題に充てられるため役割が異なる。納得感は用途の明確化によって得ていくべきものである。

第2回 職員向け勉強会

日時：2025年12月24日 9:30-11:00

場所：市役所本庁舎

質疑応答記録

質問： 駐車場料金にプラスするなど、市内の特定の地域だけに課す手法は可能か。

回答： 分担金という手法であれば、全域でなく特定のエリアのみに課すことは可能である。ただし、分担金はその駐車場整備などの特定の事業にしか使えないという強い用途制限がある。広範な観光振興に使うなら税の方が汎用性が高い。

質問： 宿泊施設がない出石地域などはどう関わるのか。

回答： 宿泊地での消費を日中が主たる観光地に還元する連携は、市全体として考えると重要である。全く財源を充てないのではなく、地域全体の連携として考えるべきである。

質問： 労働力確保や移住、人手不足対策に宿泊税を充てることは可能か。

回答： 可能である。 倶知安町ではDMOの運営費や、人材確保のための募集支援事業に充てている例がある。

質問： 観光事業者以外（農業や文化保護団体など）もこの仕組みに加われるか。

回答： もちろん可能である。 地域の自然や文化を守ることが観光の魅力に直結するため、それらをマスタープランの枠組みに入れていくべきである。

第3回 地域向け勉強会

日時：2025年12月24日 13:30-15:00

場所：日高地区コミュニティセンター

質疑応答記録

質問： 入湯税と宿泊税があるのは、客から見れば二重課税のように感じる。一本化するなどの合理化は可能か。

回答： 入湯税は国の法律で決まっている法定税であり、市町村の判断でなくすことはできない。現実的な対応としては、宿泊税導入時に既存の入湯税額を下げる（例：150円を50円にする）ことは

理論的に可能である。

質問： 客が減ったというデータはないと言われるが、懐疑的な面もある。

回答： 納得感を持ってもらうため、京都市などでは「宿泊税で整備しました」というステッカーを貼るなどの取り組みがある。事業者が客に説明できるポスターやウェブサイトなどの材料を行政が用意することも重要である。

質問： 導入後の満足度やリピート率への影響は把握しているか。

回答： 明確な影響は把握できていない。インバウンド増減など他の要素が大きいためである。ただし、事業者からの問い合わせは導入1年を過ぎればほとんどなくなるのが通例である。

質問： 検討開始から導入までのスケジュール感はどのようなものか。

回答： 検討委員会から条例制定まで半年から1年、その後の総務省の同意に3ヶ月から8ヶ月、周知期間に半年から1年を要するのが一般的で、全体で約2年程度かかる。

質問： 現場の手間やシステム構築、維持管理のコストへの対応方法はあるか。

回答： システム改修費の一部を補助金として税収から事業者に交付する例がある。また、行政が想定されるQ&A集を作成し、周知を行うのが一般的である。

質問： 徴収のタイミングや仕組みはどうなるのか。

回答： 基本は事業者から行政への月単位の申告納税である。ただし、税額が少ない場合は四半期に一度とするなどの弾力的な運用を行っている自治体もある。

質問： 定率制が進まない理由はなにか。

回答： 徴収事務が煩雑になるためである。宿泊料金を食事代と宿泊料に分けるなどの計算が事業者側で困難だという意見が多い。

質問： 事業者が宿泊税分を自ら負担して値引きしている実態はないか。

回答： 可能性はゼロではないが、宿泊料金全体の推移を見れば基本的には上がっており、そのような実態は少ないのではないかと考えている。

質問： 団体客などギリギリの料金設定の場合、100円、200円の差で他エリアに負けるなど価格競争にならないか。

回答： 懸念される点だが、その分を観光競争力を高める施策（免税点の設定や、他地域にない魅力づくり）に充てることで、地域全体の価値を上げる議論が行われている。

質問： 宿泊料に食費を含んだ定率計算はできないのか。

回答： 食事だけに課税されるものとの公平性が保てないため、基本は宿泊料金だけに課される。算出が難しい場合は、行政が指針として「食事代は3割」と決めて7割に課税するなどの簡便な手法を採用することもある。

質問： 評価委員会の構成メンバーはどう決めるのか。

回答： 宿泊・交通・飲食などの観光関連団体の代表者のほか、客観性を保つために学識経験者を1、2名入れる形が一般的である。

質問： 宿泊施設がない出石地域などにも税収を充てることは可能か。

回答： 可能である。宿泊するエリアと、昼間に楽しむエリアは一体の魅力として考えるべきであり、その配分割合（何%をどこに充てるか）を議論して決めることが重要である。